

振動規制法の特定施設（施行令第 1 条、別表第 1）

特定施設名		対象規模・能力
1	金属加工機械	
	イ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ 機械プレス	
	ハ せん断機	原動機の定格出力が 1kw 以上
	ニ 鍛造機	
	ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5kw 以上
2	圧縮機	
3	土石用又は鉱物用の 破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5kw 以上
4	織機	原動機を用いるもの
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上
	コンクリート管製造機械	原動機の定格出力の合計が 10kw 以上
	コンクリート柱製造機械	
6	木材加工機械	
	イ ドラムバーカー	
	ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.2kw 以上
7	印刷機械	
8	ゴム練用又は合成樹脂用ロール機	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が 30kw 以上
9	合成樹脂用射出成形機	
10	鋳造型機	シヨルト式のもの